

「令和元年度医薬品副作用被害救済制度に係る広報業務」に係る参加要項

第1条 「令和元年度医薬品副作用被害救済制度に係る広報業務」に参加を希望する者は、下記3に掲げる提出書類を下記5に掲げる方法で提出し参加を申し込むこと。提出期限までに到達しない申込書は無効とするので、郵送による提出する場合は所要時間を十分考慮し、余裕をもって送付すること。

第2条 提出書類の記載にあたっては、下記4に留意して行うこと。

第3条 提出書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取り消しを行うことは出来ない。

第4条 本公告記載のもの以外で、次に掲げるものに該当する参加申し込みは無効とする。

- (1) 本事項の規定に違反する参加申込み
- (2) その他契約担当者等が提出書類不完全と認めたもの

第5条 提出書類は、当機構選定委員による審査を行い、採用の是非を決定する。採用の是非については、遅滞なく参加者に対し通知する。

第6項 本事項に定めのない事項は全て会計規程に定めるところによって処理する。

記

1. 業務内容

件名：令和元年度医薬品副作用被害救済制度に係る広報業務

2. 契約期間

契約締結日 から 令和2年3月31日

3. 提出書類・部数

- (1) 企画提案書（仕様書、記5. 及び記7. 評価項目参照）

紙媒体 14部（法人名入り：正1部、法人名無し：13部）

電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1部（法人名入り Ver. / 法人名無し Ver. 保存。）

なお、企画提案書には実施スケジュール及び実施体制図を記載すること。

4. 留意事項

提出された書類に対する経費の支出は一切行わない。また、提出書類は返却しない。

提出書類は営業上の機密事項が含まれていることに配慮し、非公開とする。

また、入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報及びその他の件（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

5. 提出場所・期限

(1) 提出場所・連絡先

① 企画提案書（別紙1の様式に沿った適宜の書式）

（以下の部署に紙媒体14部及びCD-R又はDVD-R1部を提出すること）

・独立行政法人医薬品医療機器総合機構 7階西

健康被害救済部企画管理課 電話：03-3506-9460

※6階のPMDA総合受付で、担当者を出しください。

(2) 提出期限

令和元年7月29日（月） 17時00分（必着）

(3) 提出方法

直接提出

郵送での提出も可とするが、提出期限までに到達しなかった申込書は無効とする。土曜日、日曜日及び休日の受付は行わない。

・選定

提出書類に基づいて審査を行い、質疑等を行ったうえで、評価基準書に基づき選定する。提案書による説明として、プレゼンテーションを1者あたり30分程度（質疑応答・評価採点時間を含む）実施するものとする。

価格点及び技術点の合算による総合評価落札方式により、最も点数の高かった事業者を選定する。

6. 落札者決定方式

落札者の決定は、企画段階で作成した企画提案書を利用し、一般競争入札（総合評価落札方式）により、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

なお、技術の評価にあたっては、医薬品医療機器総合機構（以下、「機構」という。）に設置する救済制度広報選定委員会（以下、「選定委員」という。）にて評価を行う。

(1) 選定の手順

① 価格入札を実施、入札価格が予定価格を上回った者はその時点で失格となり、プ

プレゼンテーションに進めない。ただし、入札をした全ての者の入札価格が予定価格を上回った場合は、その場で再度入札を実施する場合がある。

②入札価格が予定価格の範囲内であった参加者に対し、技術審査を実施する。参加者は企画提案書に基づき企画案プレゼンテーションを行い、評価を受ける。

評価は機構選定委員が行う。

③参加者は選定委員から質疑を受ける。

④選定委員は、上記②及び③の結果を審議する。

⑤審議終了後、各選定委員は参加者の技術点数を投票用紙に記入し、投票する。

⑥機構は、各参加者が入札した価格と機構算定の予定価格により、各参加者の価格点を決定する。

⑦機構は、価格点及び技術点の合計点を算出し、最高点を得た参加者を落札者とし、契約を行う。結果については、速やかに参加者全員に通知する。

⑧入札に際し著しく低い価格にて入札した場合には、機構が調査を実施し、契約履行ができないと認められる場合には、その者との契約を結ぶことはせず、次点の者と契約を結ぶこととする。また、次点の者についても同様とする。

(2) 評価点の算出方法

本業務の選定については、一般競争入札（総合評価落札方式）により落札者を決定する。落札者の決定方法については次に掲げる通りとする。

①価格点と技術点の合計点が最も高かった者が落札者となる。

②価格に対する得点を 600 点、技術に対する得点を 1,200 点とする。

③価格点は、入札価格を予定価格で除した値を 1 から減じた値に、600 を乗じ算出（小数点以下第二位を四捨五入）する。

価格点の満点（600 点）×（1－入札価格／予定価格）

競争入札のため予定価格は公表しない。入札価格が予定価格を超えた者は、技術審査に進めないものとする。

④技術点は、企画提案書とプレゼンテーションを総合して評価を行う。評価に当たっては、「7. 技術点の評価基準」に基づき審査、採点する。このとき、評価基準書の採点項目ごとの平均点（小数点以下第二位を四捨五入）を合計して算出する。

7. 技術点の評価基準

別紙2「評価基準表」を参照

8. 入札実施日時（案）

(1) 入札公告

令和元年6月18日（火）

- | | |
|---------------------|-------------------------------|
| (2) 入札説明会 | 令和元年6月25日(火) 10時00分 |
| (3) 企画提案書提出 | 令和元年7月29日(月) 17時00分まで |
| (4) 入札
プレゼンテーション | 令和元年8月 2日(金) 13時30分
14時00分 |
| (5) 落札者決定、契約 | |

○企画提案書に記載する内容

企画提案書については、仕様書の内容及び次の具体例を参考に記載すること。

【具体例】

1. 訴求対象（細分化したもの）毎に、
 - ・ 広報内容
 - ・ 広報の重点ポイント及びその理由
 - ・ 各広報内容の実施スケジュール

2. 各広報内容の経費（見積書）及びその内訳

3. その他特筆すべき事項

4. 実施体制図

5. 2013年度から2017年度までの広報に関するおおよその実績一覧

6. 本件に係る担当者連絡先

評価基準表

評価項目のうち、評価基準の■印の項目は必須項目であり、最低限の要求要件を示している。
この要求要件を満たしていないものは不合格となる。それ以外の□印の項目は加点対象となる要件である。

評価項目	評価基準	配点
1. 広報の戦略企画		450
①戦略企画	<p>訴求対象の視点に立った総合的な広報目標が設定された企画であるか。</p> <p>□ ※訴求対象やコンセプトが明確で広報戦略を考慮した企画になっている。</p> <p>※健康被害救済制度及び医薬品医療機器総合機構の認知・理解に繋がる工夫がなされている。</p>	150
②メディアの選択	<p>個別メディアの選択は適切か</p> <p>□ ※訴求対象に効果的に訴求するために、どのメディアを使って、どのような情報を提供するのかといった提案がある。</p> <p>□ メディア間の連携・連動は考慮されているか。</p>	150
③創造性、新規性	□ 創造性、新規性において特に評価できる要素はあるか。	150
2. 広報の制作		450
①広報内容の妥当性	<p>訴求内容(訴求ポイント)の選択と表現構成、表現方法は広報目標にあっているか。</p> <p>■ ※健康被害救済制度の広報として妥当である。</p> <p>※訴求ポイントはすべて盛り込まれている。</p> <p>※訴求対象にあった内容になっている。</p>	220
②広報表現	<p>ビジュアルなどは分かりやすく訴求力のあるものになっているか。</p> <p>※印象に残るか。</p> <p>※興味・関心がわくか。</p> <p>□ ※訴求したい内容がきちんと伝わるか。</p> <p>※(必要に応じ)電話・相談など行動を起こしたくなるか。</p> <p>※他の人と共有したくなるか。</p> <p>※他のメディアとの統一が図られているか。 など</p>	230
3. 広報の実施体制等		230
①適格性、妥当性	<p>制作から実施まで責任を持って遂行できる体制(組織、人数)か</p> <p>制作から実施までのスケジュール設計・管理は適切か</p> <p>■ PMDAの要請に迅速かつ柔軟に対応できる体制が取れるか。</p> <p>提案された各広報内容の経費(見積書)は妥当であるか。</p>	150
②知見及び実績	<p>組織として、広報企画・展開の知見と実績を持っているか。</p> <p>企画・制作担当者は十分な知見と実績を持っているか。</p>	80
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標		70
	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)	30
	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	20
	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	20
合計		1200

注) ■印は必須項目